Satsumasendai City Public Relations

広報薩摩川内

さつませんだい

11

2026（令和8）年
vol.530







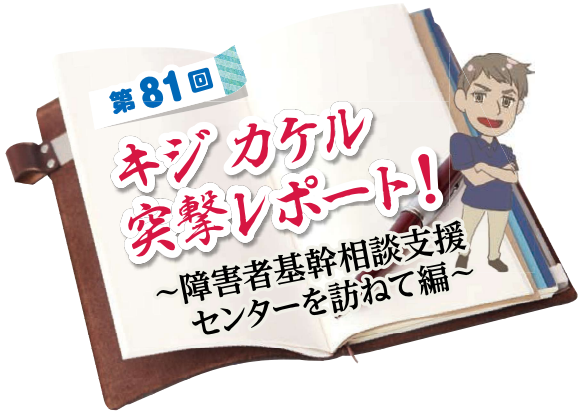
安心して、話せる場所があります。





LINE 友だち募集中

デジタル広報 薩摩川内 さつませんだい



心や体の不調、子どもの発達、ひきこもり、家事ができないなど生活する上での困り事や家族のことで心配なことがあるけれど、「どこに相談したらいいか分からない」と悩んだ経験はありませんか。

そんなとき、相談員が話を聴きながら困り事を整理し、希望する暮らしの実現に向けて一緒に考え、必要な支援につなぐ場所があります。

それが、**「障害者基幹相談支援センター」**です。

今回は、障害者基幹相談支援センターを訪ね、相談員の仕事と、その先にある支援について深掘りします。



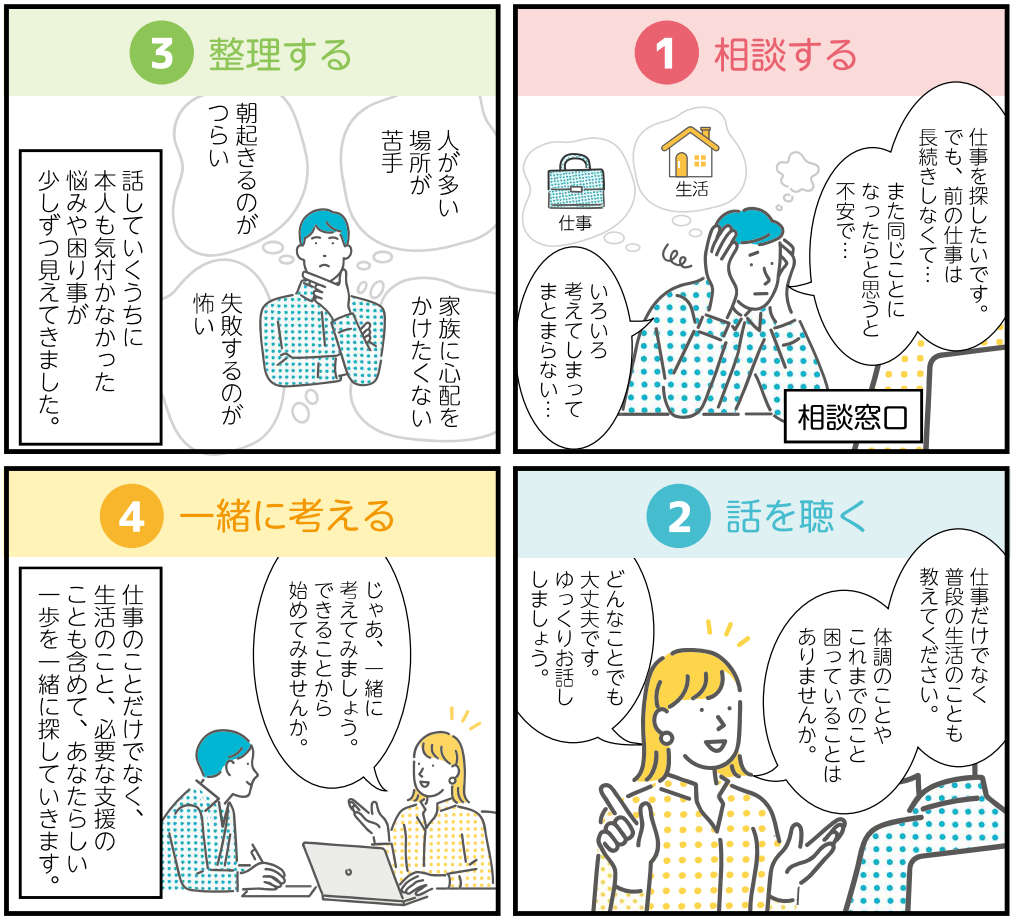
障害者基幹相談支援センターってどんなところ?

障害のある人やその家族などからの相談を受け付ける身近な相談窓口です。

相談できるのは本人だけでなく、家族や見守る地域の人、支援者からの相談にも対応しています。

障害者基幹相談支援センターへ相談すると、どのような支援を受けることができるのか、4コマ漫画で紹介します。

相談したら、どうなるの?



相談から支援までの流れ

相談内容によっては、福祉サービスや医療機関、就労支援機関、行政、学校、家族などと連携が必要になります。

相談員は、本人の希望を大切にしながら必要な支援につなぎ、地域での暮らしを支えています。

1. **困り事を相談する**
 今の気持ちや困っていることを相談窓口でお話ください。
2. **話を聴く**
 相談員が丁寧に話を聴きます。
3. **整理する**
 一緒に考えながら困り事や必要なことを整理します。
4. **支援を考える**
 希望に合った支援を一緒に考えます。
5. **関係機関と連携する**
 医療、福祉、就労、行政、学校など必要な機関とつながり、支援が始まります。
6. **新たな一歩**
 支援の輪と共に自分らしい暮らしへの一歩を踏み出します。

地域の相談を支える「まとめ役」

市内には「サニーサイド」、「縁joy（エンジョイ）」、「つくし園」の3つの障害者基幹相談支援センターがあります。

市役所の高齢・障害福祉課では、これらの3つのセンターや関係機関との連携を図りながら、市全体の相談支援体制を支えています。

それぞれのセンターだけでは対応が難しい場合には、お互いに連携して支援を行っています。

高齢・障害福祉課の課長と3つのセンターの相談員にインタビューしたよ♪





高齢・障害福祉課
加治屋（かじや） 光久（みつひさ） 課長

Q 市役所内の基幹相談支援センター事務局の役割は？

地域の障害相談支援体制全体をマネジメントし、3つのセンターの活動を総括する中核機能です。いわば、地域全体の「司令塔」のような存在です。

なお、事務局にも相談員がおり、日々さまざまな相談に応じながら、必要な支援につなげています。

Q どんな相談が寄せられますか。

・障害があっても働ける場所を探したい。
・家族が長年ひきこもっていて、家以外に過ごす場所がない。
・心身ともに調子が悪く、家事など困っているため、福祉サービスを使いたい。
・子どもの成長に不安があって福祉の支援を利用したい。
などの相談が寄せられます。

相談を迷っている人へメッセージ

私たちは一緒に考え、必要な支援や関係機関につなぎ、地域全体で支えるお手伝いをします。一人で抱え込まず、まずはお気軽にご相談ください。

問合先／本庁高齢・障害福祉課障害者支援G（内線1344、1345）





相談支援専門員 新田（にった） 貢（みつぐ）さん（前列・中央）
安東（あんどう） 貴史（たかふみ）さん（前列・右）
と相談員の皆さん

サニーサイド

障害者基幹相談支援センターで相談員と相談者に話を聞いてきたよ。





所 中郷町4708番地1（サポートセンターういる内）
☎（24）0331

▲Googleマップ

Q サニーサイドの強みは？

相談員が5人在籍しており、毎朝の情報共有を通じて**チームで支え合いながら対応できること**が強みです。また、研修会にも積極的に参加し、柔軟な視点や専門性を高めています。

Q 相談支援で大切にしていることは？

相談者のありのままの思いに寄り添い、一緒に悩み、考え、行動することを大切にしています。

Q 市民の皆さんへ伝えたいことは？

相談者と一緒に悩み、困難を乗り越えていく中で、その方の気持ちと心から共感できたときに、やりがいを感じます。

障害は誰にでも起こりうるものです。障害の有無に関わらず、一人一人がその人らしく働き、安心して暮らせることは当たり前の権利です。**誰もが自分らしく暮らし、活躍できる社会を皆さんと一緒につくっていきたいと思います。**

サニーサイドを利用した相談者からの声



お金の使い方や生活のことで相談しています。一人暮らしに不安がありましたが、相談したことでこれからの生活の見通しが持てるようになりました。今後も相談しながら、地域で安心して暮らしていきたいです。
50代男性

縁joy



所 水引町3247番地1
☎(26)2463



相談支援専門員
村岡（むらおか） さおり さん・水元（みずもと） 智加（ちか） さん

▲Googleマップ

Q 縁joyの強みは？

「医療法人静和会ファミリーHP薩摩」内に事務所があるため、法人内の専門職へすぐに相談できます。

医療や就労などのさまざまな支援につなげることができます。

Q 相談支援で大切にしていることは？

相談者の思いに寄り添い、一緒に考えていく姿勢を大切にしています。

Q 市民の皆さんへ伝えたいことは？

本人の希望が叶ったとき、「ありがとう」と言葉を聞けたときは自分自身も元気をもらいます。

困ったときは、一人で抱え込まず相談してください。また、**皆さんの周りで悩んでいる方がいたら相談窓口があることを教えてください。**

安心して生活できる地域社会をつくりましょう。

縁joyを利用した相談者からの声



最初は相談することに不安もありましたが、どんなことでも親身に話を聴いてくれて、一緒に考えてくれるので、今では安心して何でも話せます。

50代女性

つくし園



所 永利町4107番地16
☎(24)2385



相談支援専門員
浦﨑（うらさき） 哲子（のりこ） さん

▲Googleマップ

Q つくし園の強みは？

子どもから大人までどなたでも相談できます。その中でも、**「子ども発達支援センターつくし園」**を併設しており、障害児と家族の相談や※療育支援など連携して総合的な支援へつなげます。

※療育支援とは、発達に不安のある子どもや障害のある子どもの成長を支え、自分らしく生活できるようサポートする支援です。

Q 相談支援で大切にしていることは？

困り事の相談を聴きながら、**気持ちに寄り添うこと**を心掛けています。

Q 市民の皆さんへ伝えたいことは？

「相談していいのかな」と迷ったときこそ、ご相談ください。早めの相談が、生き辛さや不安の解消につながることもあります。

一人で抱え込まず、遠慮なくお声掛けください。

つくし園を利用した相談者からの声



サービスを利用できるようになり、生活も落ち着いてきました。相談して本当に良かったです。

40代女性



どの支援センターも伝えたいことは、「一人で抱え込まずに、まずは、相談してほしい」ってことなんだね。

もう一つの大切な役割

障害者基幹相談支援センターは、**障害者虐待防止センター**としての役割も担っています。

虐待に関する相談や通報を受け付け、必要な支援につなげています。

令和7年度には9件の相談、通報が寄せられました。

「気になることがある」「これって虐待なのかな」そう感じたときは、一人で抱え込まずに相談してください。相談することが、安心につながる第一歩になります。

▼障害者虐待防止センター
▼サニーサイド　☎080(5803)5358
▼縁・joy
▼つくし園



虐待を受けたり、発見したりしたときは、すぐに相談、通報をしよう。

医療的ケア児などとその家族を支えるために

医療的ケアが必要な子どもとその家族が安心して暮らせるよう、現在、「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」に基づく支援を行っています。

この法律は、令和8年の法改正により令和9年4月から「医療的ケア児等及び重症心身障害者並びにそれらの家族に対する支援に関する法律」に改められます。

大きく変わるのは、支援が18歳で終わらなくなることです。これまで対象外だった「大人になった医療的ケアの必要な方」や「重症心身障害者」も、支援の対象に加わります。

障害者基幹相談支援センター事務局では、**医療的ケア児等コーディネーター**が相談対応や関係機関との調整を行っています。



ミニコーナー　知っていますか？このマーク

誰もが地域で安心して暮らすためには、相談支援だけでなく、周囲の理解や配慮も大切です。

▶ヘルプマーク
外見からは分からなくても支援や配慮を必要としている方が、支援を必要としていることを知らせるマーク

▶耳マーク
聞こえが不自由なことを表すと同時に、聞こえない人、聞こえにくい人への配慮を表すマーク

▶オストメイトマーク
ストーマ（人工肛門、人工膀胱）を造設された方を表現したマーク



みんなの理解や配慮が大切だね。



障害者手帳が無くても相談できるし、家族や関係者からも相談できるんだね。
困り事は、今回紹介した事務局と障害者基幹相談支援センターに相談してね。

誰もが住み慣れた地域で安心して暮らし続けるためには、必要な時に相談できる場所があることと、周囲の理解や支えが欠かせません。

障害者基幹相談支援センターは、相談者やその家族の思いや希望に寄り添いながら課題を整理し、その人らしい暮らしの実現に向けて、関係機関と連携しながら相談窓口としての役割を担っています。

人のとなりに



合同会社 情熱家（じょうねつや） 代表 本村（もとむら） 修（おさむ）さん（写真左） 田原（たはら） 千穂子（ちほこ）さん（写真右）

障害のある人の就労支援と農業を掛け合わせた「農福連携」を中心に、古民家カフェの経営や資源循環の取り組みなどを行う合同会社情熱家。活動を通して地域と人をつなぐ二人の思いに寄り添う。

「人のとなりに」とは…
文字通り、その人の隣にいて、思いに寄り添うことや人柄を表す言葉「人となり」をイメージしたコーナーで、人物や活動の紹介だけでなく、その人の思いにスポットを当てることを目的としています。

「できること」を生かし、人が集まる場所へ

福祉の仕事を通じて出会った本村さんと田原さん。本村さんが立ち上げた障害者施設で田原さんが働き始めたことをきっかけに出会い、二年間共に働く中で、自分たちがやりたいことができる場所をつくりたいという思いが芽生え、現在の「情熱家」の設立へとつながった。

本村さんは、「目指したのは、一人一人の『できること』を生かし、役割を持てる場所。そして、障害のある人だけでなく、地域の誰もが自然に集まれる場所だった」と話す。そんな思いを現在の高江未来学校で形にしていった。

情熱さえあれば、何でもできる

「情熱家」という名前には、『情熱さえあれば、何でもできる。いろいろ人が集まれる家のような場所を作りたい』という思いが込められているという。「大切にしているのは役割づくり。できないことを無理に頑張るのではなく、一人一人の得意なことやできることを見つけ、役割につなげていく」と話す田原さん。

そんな二人の活動の中心にあるのが「農福連携」である。障害のある人の就労支援と農業を組み合わせ、育てた野菜などをカフェの料理や加工品に活用する。

農業、福祉、カフェ、地域がつながることで、人が集まり、仕事が生まれ、そこから新たな活動や役割が生まれていく。「農福連携だからこそ、いろいろなことができる」と本村さん。

活動を通じて、大学教授を始め、さまざまな人との出会いも生まれた。現在では、竹炭を活用した土壌でサツマイモを栽培し、焼酎の原料として活用したり、食品残さ由来の堆肥を利用して米や野菜を育てたり、農業を軸にさまざまな資源を循環させている。



「またやってみたい」に変わった中学生

農福連携を通じた交流の一つが、中学生の職場体験だ。始めは緊張していた生徒たちも、農作業やカフェの仕事を体験する中で、少しずつ表情が変わっていったという。「『思っていた以上に難しかった。でも、またやってみたい』といった声があってうれしかった」と本村さんは、当時の様子を振り返る。地域の人から声を掛けてもらうなど、仕事だけでなく、地域の人との出会いも経験した。

田原さんは、「生徒の感想文で『優しい人がいるところには、優しい人が集まる』といった一文が印象に残った」と笑顔で話す。

生徒たちの体験は、農業や仕事だけでなく、人と人とのつながりや、地域の中で役割を持つことを感じる機会にもなった。

できることを、ちょこっとずつ

二人が目指すのは、障害のある人のためだけの施設ではない。誰もが自然に集まり、それぞれの役割を持てる場所だ。

農業を通して仕事が生まれ、仕事を通して人と出会い、出会いから新たな活動が生まれる。

「大きなことはできなくても、できることを、ちょこっとずつ。それがいいんです」と二人は笑顔でうなずき合う。

二人の出会いから始まった活動は、農業と福祉をつなぎ、人と人、そして人と地域をつないでいく。

ストップ！滞納

市民の皆さんが納めている税金は、より良いまちづくりのために活用されています。しかし、税金の納付が滞ってしまうと公共サービスを提供するための財源が不足し、皆さんの生活に多大な影響を及ぼすことになってしまいます。

納期限内に納付した人との公平性を保ち、市税の税収を確保するためにも、市では税法に従い、適正な滞納整理を行っています。

必ず、期限内の納付をお願いします。

納期限内での納付が困難で特別な事情がある場合は、そのまま放置せずに収納課へご相談ください。

税金の納付が遅れると…

延滞金が加算

納期限を過ぎて納付すると、その遅延した税額に対して、納期限の翌日から納める日までの期間の日数に応じた延滞金が加算されます。

令和8年の延滞金の率は、9・1％（納期限後1カ月以内2・8％）の割合です。

税金を納めずにいると…

強制換価処分の対象に

公売などの強制処分は、大切な市税を確保するためにやむを得ず行う最終的な処分です。

タイヤロックの実施



タイヤロックとは、差し押さえた自動車のホイールを専用装置で固定し、運行を不可能にする装置です。催告に応じない場合、自動車の差し押さえを実施しています。

令和７年度の差し押さえの状況

財産の種類	件数
不動産	3
預貯金	362
給　与	21
年　金	2
生命保険	6
所得税還付金	5
動　産	3
合　計	402

滞納処分までの流れ

①督促状の発送

納期限を過ぎても完納されない場合は督促状が送付されます。

②催告

督促状が送付されても納税がない場合、電話や文書により催告を行う場合があります。

③財産調査・捜索

金融機関や勤務先、取引先などに対し財産調査を行います。また、自宅や事務所を捜索する場合もあります。これらは国税徴収法・地方税法に基づき実施され、個人情報保護法の適用は受けません。

④財産差し押さえ

督促状が発送されてから、10日を経過しても完納されない場合、財産差し押さえの対象になります。

⑤公売・換価

差し押さえた不動産などの公売や、預金・給与の取り立てを行い、滞納市税に充てます。

市税などの支払いは、納付書に印字されているバーコードをスマートフォン決済アプリで読み取って支払う方法や、口座振替が便利です。

ぜひご利用ください。



問合先／本庁収納課納税G（内線2450、2422）

滞納Q&A

Q 借金があるから税金が払えません。どうしたらいいですか？

A 税金は、国税徴収法などの法律により、原則として借入金やローンなどの私的債務に優先して納付すべきものとされています。そのため、「借金の返済があるので税金が払えない」という理由で税金の納付を後回しにすることはできません。

支払いが困難な場合は、ご相談ください。

Q 滞納も相続するのか？

A 相続というと、預貯金や不動産などの「プラスの財産」を思い浮かべる方が多いと思います。しかし、相続の対象には、借金や未納となっている税金などの「マイナスの財産（負債）」も含まれます。

そのため、滞納している税金は相続人に引き継がれる場合があります。ご家族に負担を残さないためにも、税金は期限内の納付をお願いします。

男女共同参画って、実はもっと身近な話

～第3次薩摩川内市男女共同参画基本計画を策定しました～

「自分らしく生きる」を応援するために

「男だから」「女だから」と、役割を決めつけてしまうことはありませんか。

市が実施した市民意識調査では、意識の変化はみられるものの、**性別によって役割を決めてしまう考え方や社会通念などが今も根強く残っていることが分かりました。**

一人一人が自分らしい生き方を選び、家庭や職場、学校、地域など、さまざまな場に参画し、個性と能力を発揮できる社会を目指して、市では今後5年間の方向性をまとめた「第3次薩摩川内市男女共同参画基本計画」を策定しました。



▲男女共同参画審議会
柳園（やなぎぞの）会長（左）と平原（ひらはら）副会長（右）

全ての人の人権が尊重される社会へ

男女共同参画の基本となるのは、「全ての人の人権の尊重」です。これは、性別に関わりなく、一人一人の人権が尊重されることを意味しています。

この考え方が、市民一人一人の意識に深く浸透し、あらゆる場において行動に結びつくことを目指しています。

▲第3次薩摩川内市男女共同参画基本計画（女性活躍推進計画・DV対策基本計画含む）を策定しました

こんな無意識の思い込みはありませんか

無意識の思い込みは、これまでの経験や社会の慣習などによって、誰もが持つ可能性があります。大切なのは、誰かを責めることではなく、まず、気付くことです。

性別だけで判断せず、一人一人の希望や個性、能力に目を向けてみましょう。

また、無意識の思い込みがないか日常の場面を振り返りながらチェックしてみましょう。

問合先／本庁コミュニティ課ダイバーシティ・市民活動G（内線4742）

☑ **職場での思い込み**

性別によって、任せる仕事や役割、役職を決めつけていませんか。

（例）「管理職などは男性がなるもの。女性は補助的な仕事」など

↓誰もが能力を発揮できる職場は、チームの力も高まり、働きやすい環境につながります。

☑ **子ども、学校での思い込み**

「○○らしくあるべき」「この分野はこういう子に向いている」などと思い込んでいませんか。

（例）「理系は男の子、文系は女の子が向いている」など

↓一人一人の「やってみたい」を応援することで子どもたちの可能性は大きく広がります。

☑ **家庭での思い込み**

家事や子育て、家計の管理の役割を決めつけていませんか。

（例）「料理や子育ては女性の仕事、男性は家計を支える」など

↓家事や子育ては家族みんなで協力するものです。お互いを思いやれると、家庭がもっと笑顔になります。

☑ **地域・町内での思い込み**

自治会や地域活動の役割に、「こういう人が担うもの」という思い込みはありませんか。

（例）「お茶出しや接待は女性、自治会の役員は男性がするもの」など

↓地域のことを決める場に、いろいろな人が参加するとより良いアイデアが生まれ、暮らしやすいまちにつながります。

見つめ直してみませんか

日常の何気ない言葉や「当たり前」と思っている考え方、自分らしさや働き方、地域とのつながりなどをテーマに、多様性を認め合いながら自分らしく生きることについて考える3本の啓発動画を制作しました。

社内研修や地域の講座などでぜひ、ご活用ください。

▲DEI（ダイバーシティ・エクイティ・インクルージョン）の理解を深める啓発動画を配信しています

暮らしの中で「これって本当にそうかな」と立ち止まって考えることが、無意識の思い込みに気付くきっかけになります。一人一人の違いや個性を認め合い、誰もが参加できるつながりや交流を通じて、安全で安心して暮らせるまちを目指しましょう。

あなたはどう思う？

～12月4日から10日は人権週間～

12月10日は、1948(昭和23)年に、世界人権宣言が国連総会で採択されたことを記念する「人権デー」です。また、12月4日から10日までの1週間は「人権週間」とされています。

期間中は、人権の大切さや世界人権宣言の理念について理解を深めるため、全国でさまざまな啓発活動が行われます。

まずは、一人一人が、「自分ごと」として考えることから始めてみませんか。

人権ってなんだろう

人権とは、誰もが生まれながらに持っている、一人一人が自分らしく、安心して生きるための大切な権利です。

身近なところにも、人権について考えるきっかけがあります

例えば、子どもが何か話そうとしたとき、大人の考えを優先してしまうことはありませんか。子どもだけでは決められないことでも、まずは、その声に耳を傾けることが、子どもの権利を守ることにつながります。

一人一人の声に耳を傾け、お互いの気持ちや考えを大切にすることが、人権を尊重する第一歩です。

問合先／本庁コミュニティ課ダイバーシティ・市民活動G(内線4741)

人権の花運動を行っています

「人権の花運動」は、県人権啓発活動地域ネットワーク協議会が実施する、主に小学生を対象とした人権啓発活動です。

児童が協力して花を育てることで、命の大切さや思いやりの心などを育み、人権尊重の意識を高めることを目的としています。本年度は、市内5つの小学校が取り組んでいます。

【実施校】川内小学校、隈之城小学校、峰山小学校、八幡小学校、祁答院小学校



▲人権の花運動の様子

人権に関する悩みや困り事があるときは、一人で抱え込まず相談窓口をご利用ください。

【相談窓口】

▼みんなの人権110番(さまざまな人権問題に関する相談)
0570(003)110

▼こどもの人権110番(いじめや虐待など、子どもの人権に関する相談)
0120(007)110

※受付時間はいずれも、平日8時30分～17時15分

9月1日から生活道路における自動車の法定速度が引き下げられました

9月1日から※生活道路における自動車の法定速度が時速60kmから**時速30kmに引き下げられました。**

特に道幅が狭い道路の最高速度が引き下げとなります。より一層安全運転を心掛けましょう。

※生活道路とは、主に地域住民の日常生活に利用されるような、中央線などがない道路のことです。



次の道路は、法定速度が時速60kmのままです。

- 道路標識または道路標示による中央線または車両通行帯が設けられている一般道
- 道路の構造や柵などの工作物により自動車の通行が往復の方向別に分離されている一般道
- 高速自動車国道のうち、本線車道並びにこれに接する加速車線および減速車線以外のもの
- 自動車専用道路

法定速度の範囲内であっても、道路の状況、天候などをよく考えて、安全な速度で運転しましょう。

詳しくは、市ホームページをご確認ください。

▲生活道路の自動車の法定速度が引き下げられます

自転車の交通違反にも気を付けましょう

4月1日から、自転車の交通違反に対しても、交通反則通告制度「青切符」が適用されています。

これにより、自転車で交通違反をした際は、反則金の納付が求められます。自転車も車両です。信号無視や一時不停止などの危険な行為は、重大な事故につながるおそれがあります。

交通ルールを守り、安全運転に努めましょう。

▲自転車の交通違反にも「青切符」が適用されます



問合先／本庁防災安全課防災安全G(内線4932)

ふるさと教育 ～ふるさとを知り、学ぶ～

市では、ふるさとを愛し、誇りに思う心を育てる「ふるさと・コミュニケーション科」の学習を進めています。

この取り組みでは、ふるさとを知り、さまざまな人との出会いや交流を通じて、多くのことを学びます。

ふるさと・コミュニケーション科で育む力

ふるさとへの愛着・誇り
ふるさとを大切に思い、誇れる心を育てます。

人とつながり、協働する力
多様な人と関わり、協力する力を育てます。

学びに向かう力、考える力
自ら学び、考え、課題を解決する力を育てます。

未来を切り開く力
夢や目標に向かって挑戦し続ける力を育てます。

1 知る

小中学校共通教材を活用し、ふるさとの自然や歴史、文化への理解を深め、郷土への愛着と誇りを育みます。

ふるさと薩摩川内学

市独自の小中学校共通教材「ふるさと薩摩川内学」を、「ふるさと・コミュニケーション科」などの学習において活用しています。

社会に出たときに、ふるさとのことを愛着と誇りをもって語ることができるように、郷土の自然、歴史、文化、産業、人々の暮らしなどを学び、ふるさとへの理解を深めています。



▲教材を使った調べ学習

2 出会う

講演会や実技指導など、地域で活躍する人々との交流を通して協働する力や将来への夢、目標を育みます。

薩摩川内元気塾

地域住民や企業、卒業生、専門家などと連携し、児童生徒のキャリア教育の充実を図る「薩摩川内元気塾」を実施しています。

職業人講話や体験活動などを通して、郷土への愛着と誇りを育み、未来の地域づくりを担う人材の育成につなげています。


▲川内高等学校卒業の松永（まつなが）氏による職業人講話


▲伝統芸能の継承に挑戦


▲地域の指導を受けながら進める卒業制作

問合先／本庁学校教育課指導G（内線5322）

ふるさとを体験し、受け継ぐ

ふるさとを愛する心は、未来を生き抜く力の源になります。市は、学校、家庭、地域が一体となって、子どもたちの成長を支え、ふるさとの未来をつくります。

3 体験する

自然や文化に直接触れる体験を通して、自ら学び考える力と郷土への愛着を育みます。

甑アイランドウォッチング事業

本土圏域の小学4年生が甑島を訪れ、美しい自然や伝統文化に触れる活動を行います。甑島の魅力を体感し、ふるさとへの愛着と誇りを深めます。



▲甑大橋の眺望



▲キビナゴの振る舞い



▲甑ミュージアムの見学

4 受け継ぐ

伝統文化の継承や地域の魅力発信を通して、郷土への誇りと未来を切り開く力を育みます。

小学校綱引競技大会

国の重要無形民俗文化財に指定された川内大綱引の伝統を継承するとともに、綱を引く一体感や仲間との絆を深め、また他校の児童との交流を深めます。



▲仲間と挑んだ真剣勝負

子供大綱引

川内大綱引実行委員会が主催する「子供大綱引」は、川内大綱引本番と同様に行われ、子どもたちは本番さながらの大綱引を体験し、歴史や伝統文化への理解を深め、ふるさとへの愛着と誇りを育んでいます。



▲子供大綱引で伝統文化を体感

ふるさとガイド学習

地域の魅力を学び、自らの言葉で発信する里中学校の「アイランドガイド」や入来小学校の「ジュニア歴史ガイド」では、歴史や文化、自然、産業など地域の特色について学び、その魅力を来訪者へ伝える活動を行い、ふるさとへの誇りを育んでいます。



▲アイランドガイドで甑島の魅力を発信

問合先／消防局予防課　(22)0135

▲消防局ホームページ

▲消防局公式Instagram

11月9日は「119番の日」

正しい119番通報が大切な命を守ります

緊急時に私たちが利用する「119番」。実は最初から119番だったわけではありません。電話による火災通報制度が始まったのは明治時代までさかのぼり、自動交換機が導入された1926（大正15）年には火災通報専用番号として「112番」が使用されていました。しかし、誤接続や掛け間違いが多かったことから、1927（昭和2）年10月1日に現在の「119番」へ変更されました。末尾の「9」は当時使われていなかった番号で、誤接続を防ぐ目的で採用されたといわれています。さらに、1936（昭和11）年からは救急通報にも利用されるようになり、現在の119番（緊急通報制度）となりました。また、消防への理解と防火・防災意識の向上を目的として、1987（昭和62）年に11月9日は「119番の日」と制定されています。

質問に答えていたら、出動が遅れる？

A いいえ。必要な情報が分かれば、出動指令を行います。

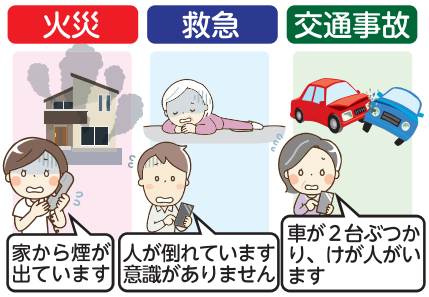
119番通報では、指令員がいくつか質問をします。「そんなことより早く来て」と思われるかもしれませんが、質問をしている間も、必要な情報を確認しつつ消防隊や救急隊への出動指令や情報伝達を行い、出動準備を始めています。電話を切らず、指令員の質問に落ち着いて答えてください。

119番通報のポイント

①火事？救急？	②場所はどこ？	③何が起きた？
「火事です」または「救急です」と伝える。	市町村名から伝える。分からなければ、近くの建物、店舗、交差点などを伝える。	分かる範囲で状況を落ち着いて伝える。







林野火災にご注意ください

空気が乾燥し風が強い時期は、たき火や火入れ、たばこの火などが原因で林野火災が発生しやすくなります。本市では、林野火災発生の危険が高まった際に「林野火災注意報」、さらに危険性が高い場合には「林野火災警報」を発令します。林野火災注意報発令中は、たき火や火入れを控え、火の取り扱いには十分注意してください。林野火災警報発令中は、たき火や火入れを含め、屋外で火気を使用しないでください。一人一人の心掛けが、地域の安全を守ります。

ふとしたときに飛び火する



火は小さくても、風にあおられて思わぬところに飛び火し、大きな火災につながる危険があります。

風の強い日は燃やさない



風が強い日は、火が一気に広がるおそれがあります。天気予報も確認し、燃やすのはやめましょう。

あなたの防火意識が、地域の安全につながります。

